



一橋大学
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

地方の社会保障負担

田近栄治

tajika@econ.hit-u.ac.jp

一橋大学

国際・公共政策大学院

2010年11月1日

地方の社会保障負担に係る問題

- 社会保障は、国と地方が両輪となって遂行。後期高齢者医療制度や介護保険、および生活保護費の国と地方負担配分はそれを反映。
- ⇒ **社会保障関係経費の地方負担をどうみるか。**

社会保障関係経費の地方負担

- ①高齢者三経費（年金、高齢者医療、介護）への対応
- ②上記①以外の社会保障給付費への対応
- ③社会保障給付費以外への対応

→この三つの費用のうち①と②が、消費税を考える上で、**国の社会保障関係費と比較されるべき地方の社会保障費**であると思われる。

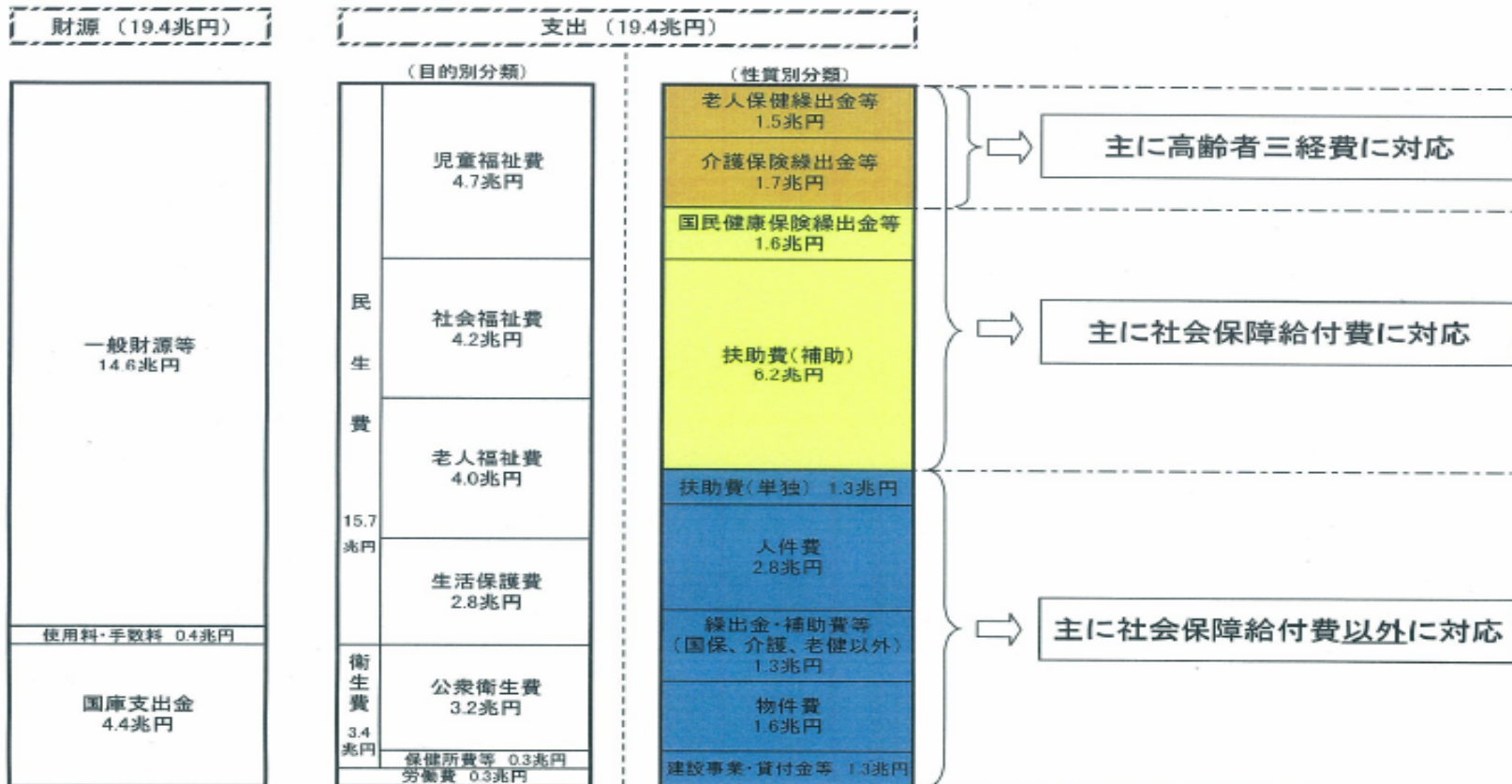
→**2010年度予算では、社会保障給付費に係る地方負担9.5兆円（2010年11月1日提出資料 P7）が国の社会保障費と比較されるべきもの（以下、その説明資料）**

社会保障関係経費の地方負担は、 高齢者三経費とそれ以外の社会保障給付費

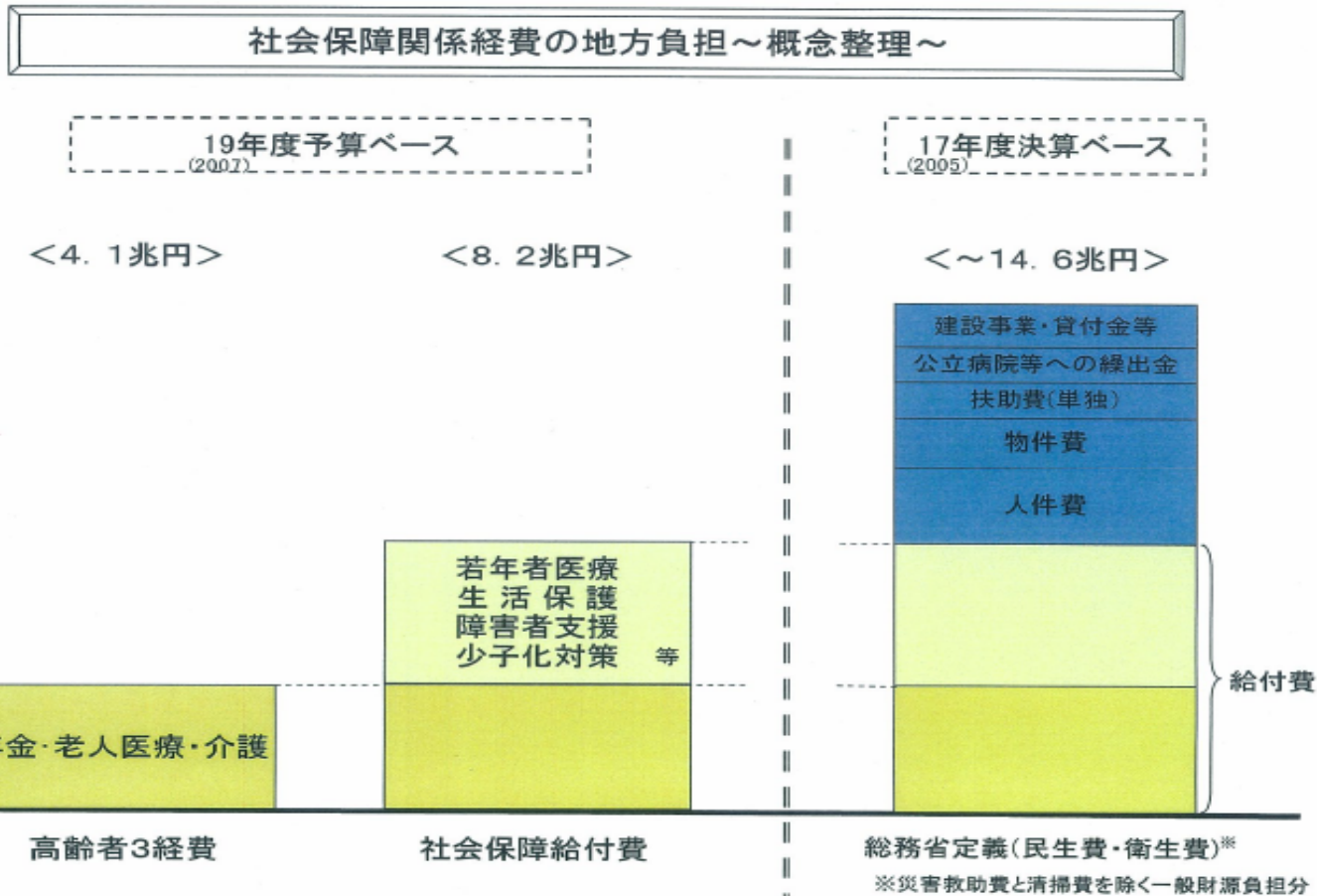
財政制度等審議会 財政制度分科会
財政構造改革部会、「地方財政関係資料」、2007年10月12日

「地方の社会保障関係費(総務省定義)」の内訳 (平成17年度決算)

(2005)



2007年度予算で、国負担と比較されるべき地方負担額は、8.2兆円が適切



今後の消費税についてどう考えるか

- 今後、財政再建や高齢化にともない増加する社会保障負担に必要な財源として、
 - ・国では、主として、消費税、所得税、相続税などで、
 - ・地方では、固有財源である個人住民税、固定資産税に加えて、地方消費税などで担わざるを得ない。
- ⇒ **消費税の財源調達力の強化が、避けられないのではないのか。**